

## 施術事故は第三者行為？

病気やケガの治療を病院で受けたときに患者は会計窓口で治療費の自己負担分を支払い、病院は残金を患者の加入する健康保険組合など（以下、保険者）に請求します。しかし、病気やケガの原因が第三者の行為（交通事故、傷害など）による場合は、健康保険が使えないといわれています。施術事故においても同様のことが起こりえます。

元来、どのような原因で起こった病気やけがの治療についても健康保険を使った治療を受けることができます。しかし、第三者行為とされる場合に関しては、その治療に要した医療費を一旦保険者は立替えます。保険者は本来これは加害者が負担すべき医療費であるとの考えから、給付額が確定した後に加害者へ請求します。これを求償といいます。この制度を利用するためには利用者からの申請と施術者（店舗）からの誓約書などを保険者へ事前に提出する必要があります。

「第三者行為だから健康保険が使えないと言われたので、病院の窓口で全額（10割）負担となる」と利用者に言われることがあります。これは受診した医師や病院の方針によるところが大きいです。

### 第三者行為かどうかは誰が判断するのでしょうか？

本会では、施術者（店舗）から申し出るものでも、利用者が指定するものでもなく、医師の判断に委ねるべきと考えています。

毎月のように相談を受ける鍼治療に起因したとされる気胸を例に挙げてみても、鍼治療の直後に発症していることから鍼治療が原因としか考えられずに第三者行為であると断定する医師がいます。一方、元々利用者に素因がなければ気胸にはならないことが多く、第三者行為とはいえないと否定する医師もいます。

気胸に限らず、施術により発症させられたという思いが強い利用者は第三者行為だと主張する傾向がみられます。この点は利用者の性格や施術者（店舗）と利用者との信頼関係も少なからず影響しているようです。なかには保険者に申請はしないけど、私の健康保険でお金を払うのだから、保険者が負担する金額は私に払いなさいなどと常識はずれの請求をする利用者も少数ですがみうけられます。



第三者行為とされる事例では、それ以外のものと比べ、利用者への説明や対応内容が多くなります。

本会では状況に沿ったアドバイスを提供しております。

### 2 POINT

本会会員の施術が原因となった傷病による治療費は、第三者行為とみなされるか否かを問わず、全額が会員保障制度の支払対象となります

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けない時の支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員 A 準会員

すべての治療家、施術家に  
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員 B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: [info@jha-shugi.jp](mailto:info@jha-shugi.jp)

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます◎

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-1